

2024 年度事業計画書

公益社団法人チャンス・フォー・チルドレン

(本部事務局) 東京都墨田区錦糸1丁目11-1 ノイエヤマザキ5階

(仙台事務局) 宮城県仙台市青葉区本町1丁目13-24 錦ビル7階

(関西事務局) 兵庫県西宮市甲風園1丁目3-12 カミヤビル3階

I 事業概要

1. 事業構成

(1) 公益目的事業

児童等に対する学校外教育を受けることのできる利用券の提供

本事業は、次の①～⑫で構成される。

- ① 生活困窮世帯の児童等に対する学校外教育バウチャーの提供
- ② 能登半島地震で被災した児童等に対する学校外教育バウチャーの提供
- ③ 上峰町における学校外教育バウチャー提供事業の業務運営
- ④ 渋谷区における学校外教育バウチャー提供事業の業務運営
- ⑤ 千葉市における学校外教育バウチャー提供事業の業務運営
- ⑥ 国立市における学校外教育バウチャー提供事業の業務運営
- ⑦ 多摩市における学校外教育バウチャー提供事業の業務運営
- ⑧ 長野市における学校外教育バウチャー提供事業の業務運営
- ⑨ 民間団体と連携した学校外教育バウチャーの提供
- ⑩ 生活困窮世帯の子どもへの体験活動バウチャーの提供モデル事業
- ⑪ 児童等に対するアドバイザーの派遣
- ⑫ 学校外教育バウチャー普及啓発事業

(2) 収益事業等

子ども・若者及びその家族への支援を行う団体等に対する事業運営サポート

実施なし

※学校外教育バウチャーとは、児童等に提供する学習塾や文化・スポーツ教室等の学校外教育サービスに用途を限定した利用券（補助金）を指す。（以下、「バウチャー」「クーポン」という用語も同一の意味とする）

※児童等とは、小学生から高校生までの児童生徒もしくはそれに準ずる学校に属する児童生徒又は、中学校卒業後に高等学校もしくは高等学校卒業程度認定試験を受験する者を指す。

2. 公益目的事業実施概要

本年度は次の①から⑫の公益目的事業を実施する。

名称	実施地域	受益対象者	受益者数
① 生活困窮世帯の児童等に対する学校外教育バウチャーの提供	岩手県 宮城県 福島県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 京都府 大阪府 兵庫県等※	生活保護、児童扶養手当受給世帯、住民税非課税世帯、一定所得以下の世帯の児童等	669名
② 能登半島地震で被災した児童等に対する学校外教育バウチャーの提供	石川県	「令和6年能登半島地震」で被災した小学校1年生から高校3年生の保護者	260名
③ 上峰町における学校外教育バウチャー提供事業の業務運営	佐賀県上峰町	町内に居住する中学1年生～3年生の保護者	342名
④ 渋谷区における学校外教育バウチャー提供事業の業務運営	東京都渋谷区	区において生活保護を受給している世帯の小学1年生～中学3年生	25名
⑤ 千葉市における学校外教育バウチャー提供事業の業務運営	千葉県千葉市	市内在住の生活保護受給世帯または児童扶養手当全部支給世帯の小学5年生及び6年生	230名
⑥ 国立市における学校外教育バウチャー提供事業の業務運営	東京都国立市	市内在住の生活保護受給世帯の小学生～高校生	24名
⑦ 多摩市における学校外教育バウチャー提供事業の業務運営	東京都多摩市	市内在住の生活保護受給世帯の小学4年生～高校3年生	30名
⑧ 長野市における学校外教育バウチャー提供事業の業務運営	長野県長野市	市内に居住している小学1年生から中学3年生までの子どもの養育者	28,000名
⑨ 民間団体と連携した学校外教育バウチャーの提供	千葉県松戸市 柏市 流山市	実施地域に住む生活保護、児童扶養手当、就学援助受給世帯、または住民税非課税世帯の中学3年生～高校3年生	200名
⑩ 生活困窮世帯の子どもへの体験活動バウチャーの提供モデル事業	東京東部7区、宮城県石巻市 岡山県岡山市、沖縄県那覇市	実施地域に居住する20歳未満の生活困窮世帯の子ども ※詳細は各実施地域で定める	200名
⑪ 児童等に対するアドバイザーの派遣	①、④、⑥、⑦、⑨の実施地域	①、④、⑥、⑦、⑨の対象者の一部	—
⑫ 学校外教育バウチャー普及啓発事業	全国	学校外教育バウチャー提供事業を実施している団体または実施を希望する団体(自治体、NPO等)	10団体

※東日本大震災で被災した後、岩手県 宮城県 福島県から県外避難した者の居住地も含む

II 事業内容

■公益目的事業

児童等に対する学校外教育を受けることのできる利用券の提供

1. 生活困窮世帯の児童等に対する学校外教育バウチャーの提供

※一般公募による利用者募集方法（一般枠）のほか、利用申請が困難な子どもにバウチャーを提供することを目的に推薦枠を設置する。

i. 一般枠

(1) 対象者

次の4点の要件を満たす者を対象者とする。

①申請日時点で次の都府県に居住していること

[岩手県 宮城県 福島県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 京都府 大阪府 兵庫県]

ただし、2021年度以前からの継続利用者で、東日本大震災で被災した後、岩手県、宮城県、福島県から県外避難した者の居住地は問わないこととする。

②2024年4月1日時点で20歳未満の児童等、及び2023年度の利用者で、高等教育機関もしくは就職等を目指して学習を行う高等学校卒業生又は高等学校卒業程度認定試験合格者

③世帯の経済状況について、アからウのいずれかに該当すること

ただし、2021年度以前からの継続利用者で、岩手県、宮城県、福島県の方、もしくは同県から県外避難した方は、下記の世帯所得基準を下回っている方も対象に含む。

ア. ②の保護者が、申請日時点で生活保護の適用を受けている

イ. ②の保護者が、2023年11月以降に児童扶養手当の支給を受けている※

ウ. ②が属する世帯の2023年度住民税（所得割・均等割）が非課税である

※公的年金等を受給していることにより、児童扶養手当の支給を受けていない方はイの対象に含む。

■世帯所得基準

世帯人数	世帯所得額
2人	2,674,800円
3人	2,983,200円
4人	3,463,200円
5人	3,889,200円

④自治体等が実施する他の塾代助成制度と併用しないこと（他の塾代助成制度と本CFCバウチャーとの両方に採択された場合は、そのいずれか一方を選択すること）

(2) 給付予定人数

589名

(3) バウチャー提供額・利用期間

①総額（予定）

135,300,000円

②利用期間

継続利用者 2024年4月1日から2025年3月31日

新規利用者 2024年5月1日から2025年3月31日

(4) スケジュール

- ・2024年4月 1日 継続利用者バウチャー利用開始
- ・2024年4月 19日 新規利用者決定（常務会による議決）
- ・2024年5月 1日 新規利用者バウチャー利用開始
- ・2024年12月20日 2025年度継続利用案内送付
- ・2025年3月 6日 2025年度継続利用者決定（常務会による議決）

ii. 推薦枠

(1) 対象者

次のアまたはイのいずれかの者を対象とする。

ア 複合的な困りごとを抱えている児童等

指定機関が支援している児童等の中で、次の①から④の条件を満たす者とする。

①申請日時時点で次の地域に居住していること。

岩手県 宮城県 福島県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 京都府 大阪府 兵庫県

②バウチャー利用年度の4月1日時点で20歳未満であり、小学校、中学校、高等学校又はそれに準ずる学校に属する児童等であること。ただし、中学校卒業後に高等学校又は高等学校卒業程度認定試験を受験する者については対象に含めることとする。

③指定機関から推薦があり、当該児童等又はその家族が、障害、不登校や引きこもり、外国ルーツなどの困りごとを抱えていること。

④②が属する世帯の経済状況が理事会の定める基準に該当すること。

イ 「ハロカル」利用者

次の①から③の条件を満たす者とする。

①当法人が実施する体験格差解消プロジェクト「ハロカル」の前年度利用者と、中学校入学後も体験活動や学習を継続して実施することを希望する者

②申請日時時点で次の地域に居住していること。

岩手県 宮城県 福島県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 京都府 大阪府 兵庫県

③①が属する世帯の経済状況が理事会の定める基準に該当すること。

(2) 給付予定人数

80名

(3) 利用者決定方法

次の①から⑤の通り利用者を選定する。利用者の決定は常務会で行う。

①公募

(1) アの対象者は、対象地域において実施要綱に定める指定機関を公募する。公募は当法人公式 WEB サイト等で行う。イの対象者は、全員に案内を行い、利用希望者を募集する。

②指定機関への周知

(1) アの対象者については、①の指定機関に利用者募集要項、申込書等を送付し、2024年度募集の案内を行う。

③申請受付

児童生徒やその保護者より随時申請を受け付ける。

④利用者要件の確認

推薦枠申込書で、「(1) 対象者」アまたはイの要件に合致することを確認する。

⑤利用者の決定

下記(4)の給付額に達するまで利用者を決定する。ただし、給付額を超過する場合において複数の申請が同時に行われた場合には、抽選により利用者を決定する。

(4) バウチャー提供額・利用期間

①総額

10,000,000円

②利用期間

利用決定日から2025年3月31日

(5) スケジュール

- ・2024年4月～2025年1月の随時 新規利用者募集開始
- ・2024年4月～2025年2月の随時 利用者決定（常務会による議決）
- ・2024年5月～2025年3月の随時 バウチャー利用期間

2. 能登半島地震で被災した児童等に対する学校外教育バウチャーの提供

(1) 事業の概要

学校外教育バウチャー実施要綱に基づき、「令和6年能登半島地震」で被災した子どもたちに対して、学校外教育バウチャーを提供し、緊急支援を実施する。

(2) 事業の対象者

次の2点に当てはまる者を対象とする。

- ①「令和6年能登半島地震」で被災した小学校1年生から高校3年生の保護者であること
- ②「令和6年能登半島地震」で次のいずれかの被害を受けていること
 - ・「住家全壊」または「住家半壊」

- ・世帯の主たる生計維持者が「死亡」または「行方不明」

(3) 定員

約260名（寄付金の集まり状況により変動するため、定員は見込みの人数）

(4) バウチャー提供額・利用期間

① 総額

13,000,000円

② 1世帯あたりの給付額

50,000円

③ 利用期間

2024年6月1日から2025年3月31日（※ただし、4月分の教育費から遡及的に利用可能とする）

<参考：バウチャー給付額の計算式>

A	バウチャー指定寄付金目標額	20,000,000円
B	バウチャー使用分(A×約65%)	13,000,000円

※緊急支援クーポン指定寄付金でのバウチャー給付割合は、指定寄付金の65%以上と設定されている。

(5) 利用者決定方法

- ・利用者決定に際しては、公募により申込みを受け、申込者全員に理事会で定める審査基準に従って審査を実施する。なお、同点の場合は抽選を行う。
- ・審査及び抽選結果に基づき、常務会が利用者を決定する。
- ・罹災証明書発行時期が自治体によって異なるため、二回に分けて申込みを受け、利用者決定を行う。
- ・一次において落選者が出た場合、二次の申込者とまとめて再度審査を行い、決定する。

(6) 業務の範囲

本事業は、他団体と協働して実施するため、次のとおり当法人の業務範囲を定める。なお、本バウチャーは領収書精算方式にて支給する。

- ① 資金調達
- ② 寄付の受け入れ及びバウチャーの発行
- ③ 利用者募集業務

(7) 実施スケジュール

- ・資金調達 2024年2月26日～
- ・第一次利用者申込期間 2024年3月26日～5月14日
- ・第一次利用者決定（常務会） 2024年5月29日
- ・第一次利用者結果通知 2024年6月7日
- ・第一次バウチャー利用開始 2024年6月10日

- ・ 第二次利用者申込期間 2024年5月15日～6月15日
- ・ 第二次利用者決定（常務会） 2024年6月26日
- ・ 第二次利用者結果通知 2024年7月8日
- ・ 第二次バウチャー利用開始 2024年7月10日
- ・ バウチャー利用有効期限 2025年3月31日

(8) 事業実施等

(実施主体) 公益社団法人チャンス・フォー・チルドレン
(協力) 特定非営利活動法人ブレンヒューマニティー 他

3. 上峰町における学校外教育バウチャー提供事業の業務運営

(1) 事業の概要

本事業は、生徒の基礎学力の定着、苦手分野の克服、学習意欲、個性や才能を伸ばす機会を提供するため、町内の中学生に学校外教育バウチャーを提供する事業である。

(2) 事業の対象者

上峰町内に居住する中学校1年生から3年生の保護者

(3) 給付予定人数

342名

(4) バウチャー提供額・利用期間

①総額

10,005,000円

②利用期間

2024年8月から2025年2月

(5) 業務の範囲

①利用者関係業務

利用者関係業務は、「利用方法周知」、「利用促進・利用者サポート」、「利用者情報管理」からなる。

②事業者関係業務

事業者関係業務は、「事業者募集」、「事業者登録申請受付」、「登録（受理・不受理）通知」、「事業運営方法周知」、「登録促進・事業者サポート」、「事業者情報管理」、「事業者登録事項変更」からなる。

③バウチャー関係業務

バウチャー関係業務は、「クーポン交付」、「クーポン再交付」、「事業者への支払」、「クーポ

ン利用情報管理」からなる。

④検証・分析業務

検証・分析業務は、「利用者アンケート」、「事業者アンケート」及び「検証・分析」からなる。

4. 渋谷区における学校外教育バウチャー提供事業の業務運営

(1) 事業の概要

本事業は、学力や学習意欲を伸ばす機会を提供するため、経済的困難を抱える小学生・中学生に学校外教育バウチャーを提供する事業である。

(2) 事業の対象者

東京都渋谷区に居住する小学生・中学生の児童生徒で、申請日時点において、当該児童生徒の保護者が生活保護法の被保護者であること。

(3) 給付予定人数

25名

(4) バウチャー提供額・利用期間

①総額

2,750,000円

②利用期間

利用決定日から2025年3月31日まで

(5) 業務の範囲

①利用者関係業務

利用者関係業務は、「利用方法周知」、「利用促進・利用者サポート」、「利用者情報管理」からなる。

②事業者関係業務

事業者関係業務は、「事業者募集」、「事業者登録申請受付」、「登録（受理・不受理）通知」、「事業運営方法周知」、「登録促進・事業者サポート」、「事業者情報管理」、「事業者登録事項変更」からなる。

③バウチャー関係業務

バウチャー関係業務は、「クーポン交付」、「クーポン再交付」、「事業者への支払」、「クーポン利用情報管理」からなる。

④検証・分析業務

検証・分析業務は、「利用者アンケート」及び「検証・分析」からなる。

5. 千葉市における学校外教育バウチャー提供事業の業務運営

(1) 事業の概要

本事業は、家庭の経済的な理由から、学習塾や習い事等の学校外教育を受けられない児童について、学校外の教育機会の均等化を図り、学力や非認知能力の向上、生活習慣等の改善を目指し、学校外教育バウチャーを提供する事業である。

(2) 事業の対象者

千葉市在住の生活保護受給世帯または児童扶養手当全部支給世帯の小学校5年生及び6年生の児童

(3) 給付予定人数

230名

(4) バウチャー提供額・利用期間

①総額

27,600,000円

②利用期間

利用決定日から2025年3月31日まで

(5) 業務の範囲

①利用者関係業務

利用者関係業務は、「利用方法周知」、「利用促進・利用者サポート」、「利用者情報管理」からなる。

②事業者関係業務

事業者関係業務は、「事業者募集」、「事業者登録申請受付」、「登録（受理・不受理）通知」、「事業運営方法周知」、「登録促進・事業者サポート」、「事業者情報管理」、「事業者登録事項変更」からなる。

③バウチャー関係業務

バウチャー関係業務は、「クーポン交付」、「クーポン再交付」、「事業者への支払」、「クーポン利用情報管理」からなる。

④検証・分析業務

検証・分析業務は、「利用者アンケート」、「事業者アンケート」及び「検証・分析」からなる。

6. 国立市における学校外教育バウチャー提供事業の業務運営

(1) 事業の概要

本事業は、子どもの学校外学習の機会を確保していくことで、貧困の連鎖を防止することに繋げていくため、経済的困難を抱える小学生から高校生に学校外教育バウチャーを提供する事業である。

(2) 事業の対象者

市内在住の生活保護受給世帯の小学生～高校生

(3) 給付予定人数

24名

(4) バウチャー提供額・利用期間

①総額

3,600,000円

②利用期間

利用決定日から2025年3月31日

(5) 業務の範囲

①利用者関係業務

利用者関係業務は、「利用方法周知」、「利用促進・利用者サポート」、「利用者情報管理」からなる。

②事業者関係業務

事業者関係業務は、「事業者募集」、「事業者登録申請受付」、「登録（受理・不受理）通知」、「事業運営方法周知」、「登録促進・事業者サポート」、「事業者情報管理」、「事業者登録事項変更」からなる。

③バウチャー関係業務

バウチャー関係業務は、「クーポン交付」、「クーポン再交付」、「事業者への支払」、「クーポン利用情報管理」からなる。

④検証・分析業務

検証・分析業務は、「利用者アンケート」、「事業者アンケート」及び「検証・分析」からなる。

(6) 協力・連携

一般社団法人リング・リンクくにたち

7. 多摩市における学校外教育バウチャー提供事業の業務運営

(1) 事業の概要

本事業は、貧困を理由に学校外学習の機会を失ってしまう子どもたちの自立促進を支援する

ことを目的に、経済的困難を抱える世帯の小学4年生から高校3年生に学校外教育バウチャーを提供する事業である。

(2) 事業の対象者

市内在住の生活保護受給世帯の小学4年生～高校3年生

(3) 給付予定人数

30名

(4) バウチャー提供額・利用期間

①総額

3,900,000円

②利用期間

利用決定日から2025年3月31日

(5) 業務の範囲

①利用者関係業務

利用者関係業務は、「利用方法周知」、「利用促進・利用者サポート」、「利用者情報管理」からなる。

②事業者関係業務

事業者関係業務は、「事業者募集」、「事業者登録申請受付」、「登録（受理・不受理）通知」、「事業運営方法周知」、「登録促進・事業者サポート」、「事業者情報管理」、「事業者登録事項変更」からなる。

③バウチャー関係業務

バウチャー関係業務は、「クーポン交付」、「クーポン再交付」、「事業者への支払」、「クーポン利用情報管理」からなる。

④検証・分析業務

検証・分析業務は、「利用者アンケート」、「事業者アンケート」及び「検証・分析」からなる。

8. 長野市における学校外教育バウチャー提供事業の業務運営

(1) 事業の概要

本事業は、子どもたちが自分の好きな活動を見つけ、自己肯定感を育みながら成長できる環境を提供することを目的に、市内に居住するすべての小学生・中学生を対象に学校外教育バウチャーを提供する事業である。

(2) 事業の対象者

市内に居住している小学1年生から中学3年生までの子どもの養育者

(3) 給付予定人数

28,000名

(4) バウチャー提供額・利用期間

①総額

840,000,000円

②利用期間

2024年4月1日から2025年3月31日

(5) 業務の範囲

①利用者関係業務

利用者関係業務は、「利用方法周知」、「利用促進・利用者サポート」、「利用者情報管理」からなる。

②事業者関係業務

事業者関係業務は、「事業者募集」、「事業者登録申請受付」、「登録（受理・不受理）通知」、「事業運営方法周知」、「登録促進・事業者サポート」、「事業者情報管理」、「事業者登録事項変更」からなる。

③バウチャー関係業務

バウチャー関係業務は、「クーポン交付」、「クーポン再交付」、「支払データ作成」、「クーポン利用情報管理」からなる。

④検証・分析業務

検証・分析業務は、「利用者アンケート」、「事業者アンケート」及び「検証・分析」からなる。

(6) 協力・連携

株式会社ながのアド・ビューロ

9. 民間団体と連携した学校外教育バウチャーの提供

(1) 事業の概要

経済的な理由から、学習塾等の学校外教育を受けられない生徒に対して、民間の財団と連携し、学校外教育バウチャーを提供する事業である。

(2) 事業の対象者

次の2点に当てはまる者を対象とする。

①千葉県松戸市、柏市、流山市内に住んでいる中学3年生から高校3年生であること

②クーポン利用希望者の保護者が、次のア～ウのいずれかに当てはまること

ただし、2024年度からの新規利用者は、イ、ウ、または世帯の2023年度住民税（所得割・均等割）が非課税であることを要件とする。

ア．申込み時点で、生活保護の適用を受けている

イ．申込み時点で、児童扶養手当の支給を受けている※

ウ．2022年の世帯所得が、次の基準額以下である

世帯人数	世帯所得基準額
2人	3,090,000円
3人	4,110,000円
4人	4,660,000円

※公的年金等の受給により児童扶養手当の支給を受けていない場合もイの対象に含む。

(3) 給付予定人数

200名

(4) バウチャー提供額・利用期間

①総額

40,000,000円

②利用期間

継続利用者 2024年4月1日から2025年3月31日

新規利用者 2024年5月1日から2025年3月31日

(5) 業務の範囲

①利用者関係業務

利用者関係業務は、「利用者募集」、「利用者申請受付」、「利用決定通知」、「利用方法周知」、「利用促進・利用者サポート」、「利用者情報管理」からなる。

②事業者関係業務

事業者関係業務は、「事業者募集」、「事業者登録申請受付」、「登録（受理・不受理）通知」、「事業運営方法周知」、「登録促進・事業者サポート」、「事業者情報管理」、「事業者登録事項変更」からなる。

③バウチャー関係業務

バウチャー関係業務は、「クーポン交付」、「クーポン再交付」、「事業者への支払」、「クーポン利用情報管理」からなる。

④検証・分析業務

検証・分析業務は、「利用者アンケート」及び「検証・分析」からなる。

(6) 助成・協力

10. 生活困窮世帯の子どもへの体験活動バウチャーの提供モデル事業

(1) 事業の概要

子どもの体験格差の解消を目指して、各地域の支援団体等（子ども・子育て支援団体、生活困窮者支援団体、その他の支援団体等）と協働し、生活困窮世帯の子どもに対して体験活動に用途を限定したバウチャーを提供するモデル事業である。

(2) 事業の対象者

東京東部7区（墨田区、江東区、荒川区、台東区、江戸川区、葛飾区、足立区）、宮城県石巻市、岡山県岡山市、沖縄県那覇市などの生活困窮世帯の子ども

(3) 事業の期間

2024年4月1日から2025年3月31日

(4) 業務の内容

①支援金の受け入れ

バウチャーの原資となる支援金の受け入れ及び管理

②以下の業務の運営

ア. 利用者関係業務

利用者関係業務は、「利用者募集」、「利用者申請受付」、「利用決定通知」、「利用方法周知」、「利用促進・利用者サポート」、「利用者情報管理」からなる。

イ. 事業者関係業務

事業者関係業務は、「事業者募集」、「事業者登録申請受付」、「登録（受理・不受理）通知」、「事業運営方法周知」、「登録促進・事業者サポート」、「事業者情報管理」、「事業者登録事項変更」からなる。

ウ. バウチャー関係業務

バウチャー関係業務は、「クーポン交付」、「クーポン再交付」、「事業者への支払」、「クーポン利用情報管理」からなる。

エ. 情報発信業務

「資金調達、連携団体募集のための情報発信」、「子ども、保護者、教育事業者等へのリサーチ」、「リサーチ結果等の情報発信」からなる。

(5) 事業実施団体等

①事業運営

当法人、特定非営利活動法人TEDIC（宮城県石巻市）、特定非営利活動法人チャリティーサンタ（岡山県岡山市）等

- ②助成・協力
みてね基金

11. 児童等に対するアドバイザーの派遣

(1) 概要

大学生等のボランティア（以下、ブラザー・シスターという。）が、学校外教育バウチャーの提供を行った児童等のうち、常務会が定める基準に該当する者に対して、学習・進路の相談業務やバウチャー利用に関する助言を行う。

(2) ブラザー・シスターの想定人数

100名（仙台70名、東京30名）

(3) 支援内容

①学習・進路相談

ブラザー・シスターは、児童等の学習や進路の相談に応じ、選択肢を拓けるように努める。

②進路等の情報提供

ブラザー・シスターは、児童等に対して進学・就職等の情報を提供する。

③バウチャー利用促進

ブラザー・シスターは、児童等の希望に応じてバウチャー利用先について助言し、バウチャー利用の促進を図る。

(4) 頻度・時間

1人の児童等に対して、月に1回30分から1時間程度

(5) 実施地域

- ・電話やオンラインによる支援の場合 当法人事務局
- ・面談による支援の場合 宮城県内、東京都内の公共施設等

(6) サポート体制

対人援助、心理、教育等の専門家が、児童等と関わるうえで必要なスキル・知識等を研修し、ブラザー・シスターの活動をサポートする。

①養成研修（年1回実施）

専門家によるコミュニケーション・スキル、子どもの貧困・人権、進路・学習情報等に関する講義を行い、ブラザー・シスターを養成する。

②定期研修（年3回実施）

ブラザー・シスターは、児童等との関わりで生じた悩みや問題点を専門家や他のブラザー・シスターと共有し、助言や情報提供を受ける。

12. 学校外教育バウチャー普及啓発事業

(1) 概要

学校外教育バウチャー提供事業を実施する又は実施を希望する団体（以下バウチャー実施団体等）を相談・助言、助成により支援し、学校外教育バウチャー事業の普及啓発を行う。

(2) 対象者

学校外教育バウチャー提供事業を実施している団体または実施を希望する団体（自治体、NPO等）5～10団体程度

(3) 募集方法

WEB サイトでの告知 等

(4) 支援の流れ

- ・相談・助言希望者から申し込みを受け付ける。
- ・当法人の学校外教育バウチャー提供事業の担当経験を有する役職員が相談に応じ助言を行う。
- ・相談・助言の方法は、面談、メール、電話等で行う。